

一 共通規定

(意義)

本規定は審判の厳正統一、権威の確立、並びに試合出場者の安全性の保持のために規定されるもので、東洋武道連盟・琉球少林流空手道月心会全国空手道選手権大会の試合に適用する。

(審判長及び審判監査の決定)

審判長及び審判監査は、宗家または主管本部長が決定する。

(審判員の中立性と公平性の確保 (禁止事項))

- ・ 審判審議内容は試合コート内で共有されるが、それを公表してはならない。
- ・ 審判員は試合前後に選手に技の指導をしてはならない。行う場合は、宗家に申し出ること。
- ・ 審判員は試合中に選手の応援をしてはならない。

(審判員の着衣)

審判員は、上は白道着、下は黒袴を着用する。

(異議の申立)

審判員の宣告に対して選手からの異議の申立ては認めない。異議がある場合は、本部長または支部長を通じて審判長に申し立てができる。

(審判監査の権限)

審判監査は、主審及び副審の判定が正しくないと判断した場合、大会会長、大会委員長、及び審判長に理由を説明して再試合を具申できる。

(規定外の事柄)

審判執行について、本規定に定められていない事項に関しては、審判長と合議の上、大会会長に報告して対処すること。

(改定)

本規定書を変更する場合は、宗家の許可を必要とする。

二 型試合審判・試合規定

二、一 型試合審判規定

(審判員の位置)

主審は、試合コート内で選手の後方から正面中央に向かって立ち、位置を変えないこと。副審は、試合コート正面外で試合コートに向かって一列に並ぶこと。

(副審の権限と判定)

- ① 選手に型の間違があった場合、若しくは間違いのおそれがあると判断した場合は、判定前に主審に申告すること。
- ② 副審は、紅白の旗を携行し、主審の「判定」の合図により、紅白どちらかの旗を真上に上げる。

(主審の権限と判定)

- ① 選手に型の間違があった場合、若しくは間違いのおそれがあると判断した場合、副審から申告が有った場合は、副審からの意見聴取及び協議、勝敗の決定をすることが出来る。
- ② 判定時に主審も紅白の旗を携行し、判定に参加する。紅白の旗数を数え、旗の数が判定者の半数より多い方を勝ちとする。予選時

は引き分け無し。決勝時は、主審・副審共に引き分けの判定を可とする。旗数が同数の場合は、再試合となる。再試合の場合の型の選択や再試合の回数など詳細は大会プログラムに掲載すること。

二、二 型試合規定

(審判構成)

- ① 主審一名、副審二名または四名で構成する。
- ② 審判の持点については、主審一点、副審各一点とする。

(試合の開始)

各選手は呼び出されてそれぞれ紅白の開始位置に立ち正面を向き、主審の「始め」の合図により、各自演武する「型の名称」を発声し型を開始する。「型の名称」の発声に先立ち、礼を実施しても良いが、採点には含めない。

(試合の終了)

各選手は各自の演武終了後、主審の判定を待ち、判定後は速やかに元の場所に戻る。型は拳を収めて、型終了の立ち方に戻るまでであり、型後の礼を実施しても良いが採点には含めない。

相手の型が終わるまで時間が掛かる場合は着座して待つこと。

(指定型及び自由型)

指定型及び自由型は大会プログラムに掲載すること。

(判定基準)

- ① 技の正確さ

- ② スピード（速さと緩急）
- ③ 力強さ
- ④ 気合
- ⑤ 優美性

三 個人組手試合審判・試合規定

三、一 個人組手試合審判規定

(事故防止)

審判団は選手の人命人格を尊重し、事故防止に努め安全で健全な試合運用を行うこと。事故防止には事故を未然に防ぐように審判注意や反則判断などは的確かつ厳正に行うこと。

(審判員の位置)

主審は、試合コート内に立ち、位置は自由とする。但し、試合の開始、終了、宣告（勝敗判定、一本、技あり、場外、反則）時は、正面を向いて試合コートの中央より後方に立つこと。

副審は、四名の場合、試合コートの四隅の椅子に着座し、二名の場合、試合コートの前方二隅の椅子に着座すること。

(副審の権限)

副審は、紅白の旗を携行し、判定に対する意思表示（勝敗判定、一本、技あり、相打ち、場外、反則、中立不明、認めない）を行う。尚、判定は目視現認主義とし打突に関して見えない場合は中立不明の意思表示を行うこと。

また、主審を補佐し、一本、技あり、反則に対する意見を具申する

こと。

(主審の権限)

試合進行の主導権を持ち、宣告（勝敗判定、一本、技あり、場外、反則）及び必要に応じてその根拠の解明、注意事項の告示、その他一切の処置権限（退場、休止など）、副審よりの意見聴取及び協議、勝敗の決定権、延長の宣告権を保有する。

尚、副審一名が意思表示しても主審の判断で試合を続行することができるが、主審一点、副審各一点の判定点を持つため副審二名以上の判定に対する意思表示を判定に反映させること。

(副審の判定)

試合時間が終了して、技ありの数が同数の場合、主審の「判定」の合図により、紅白どちらかの旗を真上に上げるか引き分けの動作を行う。但し、予選の場合は、原則として紅白どちらかの旗を真上に上げること。

(主審の判定)

判定時には、主審も紅白の旗を携行し（試合中は、手を使った動作が多いことから、旗は背中側の帯に差しておく）、判定に参加する。紅白及び引き分けの旗数を数え、旗の数が判定者の半数より多い方を勝ちとするか、旗数が同数の場合は、延長戦とする。予選では一度の延長で試合を決するよう判定する。延長戦及び再延長を行う基準は大会プログラムに掲載すること。

三、二 個人組手試合規定

(試合の開始)

選手は呼び出されてそれぞれ紅白の開始位置に立ち相手を見て試合終了まで相手から目を外さず、主審は両者の気が満ちた時に宣告する「勝負始め」または「始め」の合図により、試合を開始する。

(試合の終了)

選手は「止め、開始位置に戻って」の宣告で開始位置に戻り、主審の判定後は速やかに元の場所に戻る。

(主審の指示)

選手は主審の「待て」「止め」「場外」「中央」「続けて」の合図に従い試合を行うこと。

(試合の中断)

主審は以下の理由で試合中断が適当と判断した場合、「止め、開始位置に戻って」と宣告して一旦試合を中断することができる。尚、選手の判断や副審の意思表示による中断は行わず、主審の指示に従うこと。

- ① 副審が意思表示していない場合で、主審判断により宣告（一本、技あり、場外、反則）する場合
- ② 副審が意思表示していない場合で、副審の意見を聴取したい場合
- ③ 副審より意見の具申があった場合
- ④ 接近組み打ち動作がこう着状態になった場合
- ⑤ 場外の場合

(場外)

場外とは両方の足が線外に出た場合をいう。

(試合コート)

原則として試合コートは、十メートル四方または八メートル四方、開始線は一メートル、間隔は三メートルとするが試合会場や試合運用の都合上、大会委員長が宗家に許可を得て変更できる。

(試合時間の計測)

試合時間の計測は、主審の「勝負始め」または「始め」の合図で開始し、主審の「時間止め」の合図または、時間終了まで継続測定すること。

(選手の服装)

- ① 空手着の上に、指定の防具を着用すること。
- ② 手足の爪は適度に短く切ること。

三、三 個人組手試合規定 (細則)

(審判構成)

- ① 主審一名、副審二名または四名で構成する。
- ② 審判の持点については、主審、副審各一点とする。
但し、副審二名構成の場合の主審の持点は一点とする。

(基本ルール)

① 防具付き組手

大会では、組手の危険性を排除し、指定の防具(面、胴、グローブ、足サポータ、ファールカップ(着用必須者のみ))着用とすること。

② 攻撃範囲と攻撃方法

- ・攻撃可能範囲は、上段は面の正面と側頭部、中段は胴の防具部分、下段は大腿部とする。
- ・幼児・小学生・中学生の部、女子の部の技は中段のみを攻撃可能とする。
- ・上段へのラセンは、高校・一般男子のみ攻撃可能とする。
- ・ローキックは、高校・一般・壮年・シニア・ミッドシニア・グランドシニア男子のみ攻撃可能とする。
- ・上段、中段振り拳・フック(横突き)の攻撃方法は、高校・一般・壮年、シニア・ミッドシニア・グランドシニア男子のみ可とする。
- ・中段膝蹴りの攻撃方法は、一般男子のみ可とする。

③ 試合時間

大会プログラムに掲載すること。

(体重別クラス分け)

中学生以上の男子の部の場合は、道着を着て軽量級、重量級にクラス分けをする。クラス分けは参加選手の相対的な基準で実施する。(クラス分けの基準などは大会毎に大会事務局から通知する)

- ①計量は、試合に出場する自分の道着に帯をつけて行うこと。
- ②計量は、各本支部で実施する。
- ③但し、軽量級の体重差が20kg以上の場合、軽量級の選手のみ大会当日に計量を実施する。
- ④計量では、信頼性の高い体重計を使用し、最少表示百グラの体重計で計測する。

⑤選手登録後のクラス変更についての基準については、大会毎に大会事務局から通知する。

上記の規定に準拠し、大会事務局が参加選手の体重に応じた体重別のクラス分けを、設定する事ができる。

(判定基準)

① 有効技

「突き」「打」「蹴り」の正確有効かつ威力ある攻撃が次の状態でなされた時に認める。

- ・基本的正しい姿勢で攻撃、反撃時の適正なる間合いの保持。
- ・残心、充実せる気力と正確な目標の把握。
- ・その他の確なる有効攻撃を認めた時。

② 技あり

- ・捌かれずに、有効技が攻撃の有効範囲（面、胴の攻撃可能範囲）に入った場合（一本を取る場合を除く）。技が入っても、あまりに軽いと判断した場合は技ありと認めず、判定時の参考とする。
- ・足払いで相手を倒した突き（寸止め）の残心があった場合「技あり」とする。足払いは足の裏で払った場合に有効とする。
- ・「場外」三回の場合、相手方に「技あり」を与える。
- ・「反則(技・行為)」二回の場合、相手方に「技あり」を与える。尚、「反則」三回で相手の勝ちとなる。

③ 一本

「技あり」と判定できるもののうち、相手がダウンまたは戦闘

不能になった時。

④ 反則技

- ・攻撃範囲以外を攻撃した場合、但しローキックの場合は、同じ場所に続けて三回攻撃した場合、インローを攻撃した場合、高校・一般・壮年・シニア・ミッドシニア・グランドシニア男子以外がローキック攻撃した場合、膝関節及び膝より下を攻撃した場合
- ・金的への攻撃
- ・有効箇所以外の面の後頭部、背中に攻撃を行った場合
- ・「踵落とし」「胴廻し回転蹴り」を行った場合。
- ・「振り拳・フック（横突き）」は高校・一般・壮年・シニア・ミッドシニア・グランドシニア男子のみ上段中段の攻撃を可とするが、連続攻撃を行った場合。
- ・転倒した相手に攻撃を行った場合。
- ・足払いを内踝（くるぶし）や足の甲で行った場合。
- ・肘打ち攻撃。
- ・投げ技および関節技。
- ・相手を掴んでの膝蹴りを行った場合。（高校・一般男子のみ中段への膝蹴りを可とする。）

⑤ 反則行為

- ・指定の防具を着用せず、試合した場合。
- ・戦意を喪失し、相手に背を向けた場合。
- ・執拗にまたは故意に有効範囲以外に攻撃をした場合。

- ・高校・一般・壮年・シニア・ミッドシニア・グランドシニア男子以外の試合（上段攻撃のない試合）で、中段をガードしたまま試合を続けた場合。
- ・相撲行為、タックル、頭突きや頭から相手に突っ込むなどの危険と判断される行為をした場合。
その反則行為に対する捌き、いなし（片手掌底で一瞬に引掛ける）により相手が倒れた場合は、投げ技としての反則とならない。
- ・時間を空費する行為をした場合。
- ・面、胴着を掴んで攻撃した場合。
- ・主審の「止め」の合図にかかわらず攻撃した場合。
- ・罵倒及び挑発的言動や、相手の人格を無視するような言動をした場合。
- ・審判の判定や制止に従わない場合。

⑥ 場外

- ・場内より場外の相手への攻撃は、有効であってもこれを認めない。
- ・打ち合いにより場外に出た場合は、場外を認めず主審は試合を中断して開始位置に戻し、試合を再開させる。
- ・相手の技を避けるため、或いは後退により、自ら試合コート内より出た場合のみ場外とする。

(試合判定)

- ① 試合の時間内に「突き」「打」「蹴り」の的確な有効攻撃を「一本」または、「技あり」とし、「一本」の先取者を勝ちとする。
(技あり二本を以て一本とする) 一本の場合、制限時間であっても一本勝ちとし、試合時間切れの場合は、「技あり」を取っているものを勝ちとする。尚、延長戦の場合は先に有効技を取ったものを勝ちとする。
- ② 延長戦の場合の「反則」カウントは本戦の「反則」回数に加算する。但し、延長戦で判定が見つからない場合「反則」は一回でも判定の材料とする。
- ③ 延長戦の場合の「場外」カウントは本戦の「場外」回数に加算する。但し、延長戦で判定が見つからない場合「場外」は一～二回でも判定の材料とする。
- ④ 技ありの数が同数の場合は判定を行う、審判は紅白の旗で引き分けを含む判定を行う。
 - ・反則、場外の有無
 - ・試合中の態度や戦術の優劣
 - ・技の巧拙、手数と気魄戦意の有無
- ⑤ 選手が負傷の場合
 - ・試合中、負傷のため試合続行が不能になったとき審判員は協議の上次の通り判定する。
 - ・その原因が明らかに負傷者自身にある場合は、負傷者の負けとする。
 - ・その原因が明らかに相手側にある場合は、負傷者の勝ちとする

る。

- ・その原因が何れの責任とも認められない場合は、引き分けまたは負傷者の負けとする。

- ⑥ 主審の宣告後及び時間切れと同時の攻撃は有効であってもこれを認めない。

(失格)

次の理由で失格になった場合は相手の勝ちとする。

- ・試合中に審判員の指示に従わない時
- ・反則が故意による場合、反則が悪質な場合や反則が報復行為と見なされる場合
- ・粗暴な振る舞い、悪質な試合態度と見なされた場合
- ・人道に反する言動をした場合

(棄権)

次の理由で棄権になった場合は相手の勝ちとする。

- ・出場呼び出しを二回以上受けて出場しない場合
- ・怪我や戦意喪失が見受けられて、主審の確認に対して自ら棄権を申し出た場合

四 団体組手試合審判・試合規定

以下に記載のない事項は、個人組手試合審判・試合規定を適用する。

四、一 団体組手試合審判規定

四、二 団体組手試合規定

四、三 団体組手試合規定（細則）

(試合判定)

副審による旗判定及び延長戦は行わず引き分け判定をありとする。

(選手の構成)

- ① 選手は男女ともに高校生以上とし、原則選手三名と補欠一名をエントリーする。選手が三名に満たない場合は不戦敗となるが、エントリー時に補欠はいなくても良い。
- ② 選手は複数チームに出場できない。
- ③ 選手は同一地区本部または同一支部で編成し他地区本部の選手の出場は認めない。
- ④ 同一地区本部または同一支部で欠場者が出た場合の選手変更は、審判長の許可を得てできる。

(攻撃範囲と反則技)

- ・男子の場合は、高校・一般男子の部の規定を採用する。但し、団体戦では中段膝蹴りは反則技とする。
- ・女子の場合は、女子の部の規定を採用する。
- ・壮年・シニアの場合は、壮年・シニアの部の規定を採用する。

(選手の出場順)

試合前に選手の出場順（先鋒・中堅・大将）を主審に手渡し、その順に試合を行う。

(試合判定)

- ・引き分けをありとする。
- ・全員のポイントの多い方を勝ちとする。（一本は二点、技ありは

一点)

- ・同点の場合は、代表戦を行い代表戦のみ延長戦がある。代表戦の出場者は本戦後に決定して良い。この場合、技あり（含む一本）先取、若しくは判定により勝敗を決定する。
- ・先鋒、中堅が二勝した場合、大将戦は無しとし、二勝したチームを勝ちとする。

五 本規定と大会プログラム記載の関連

(本規定と大会プログラム記載の関連)

大会プログラムの審判規定に、規定に準拠して試合を実施する旨の記載をするか。各試合規定の全部または一部を掲載すること。

その場合規定の文言を修正してはならない。

(大会プログラムに必ず掲載させる事項)

① 型試合

- ・指定型及び自由型の指定
- ・同点の場合の対処方

② 組手試合

- ・試合時間
- ・延長戦及び再延長戦の実施基準

以上